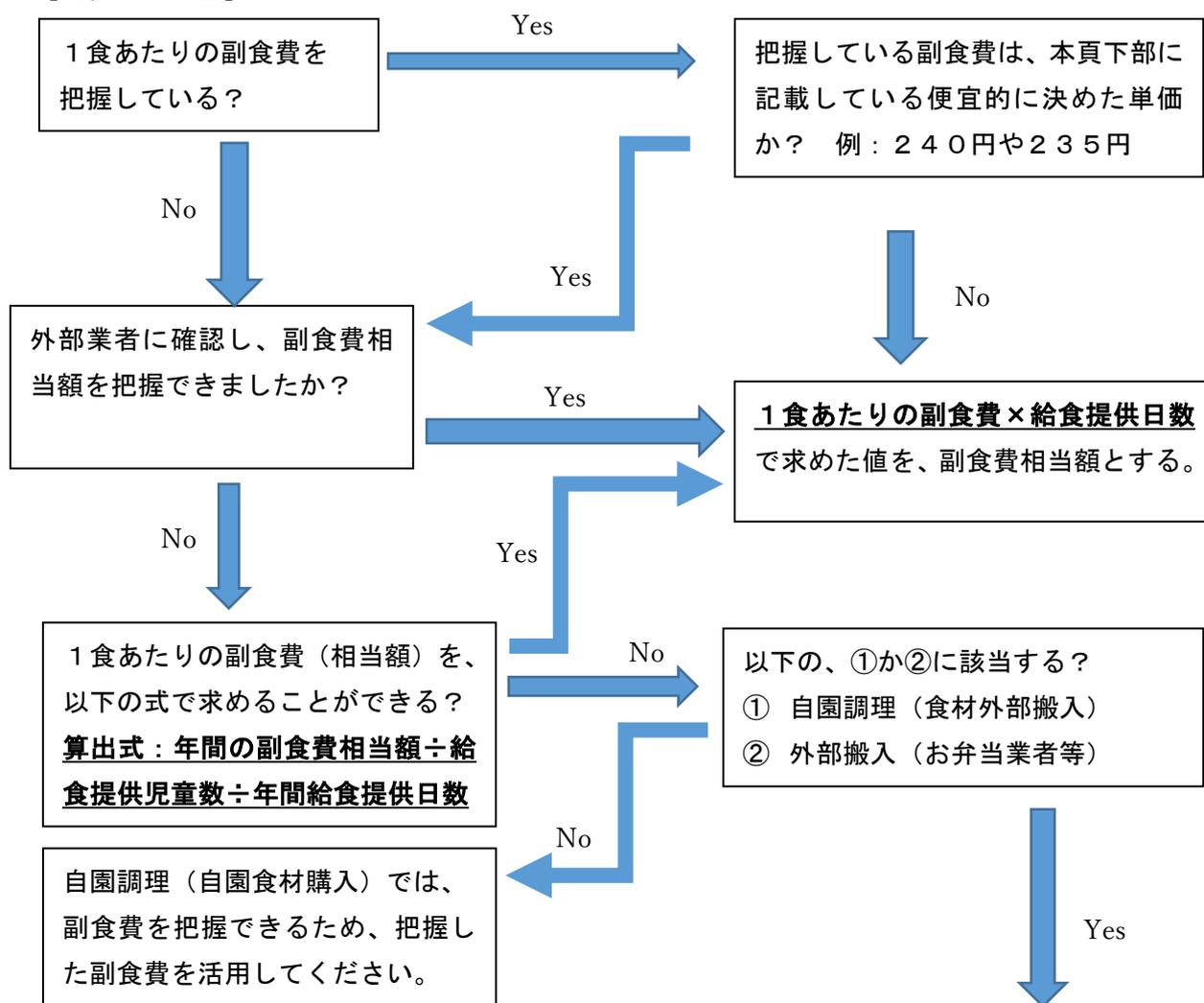


食事の提供にかかる副食費相当額の算出方法

給食の提供にかかる副食費相当額の算出では、「実際に要した副食費に相当する費用」を用いることが基本となります。※1食あたりの副食費相当額を均一とし、年を通しての平均額でも構いません。

副食費は園で独自に設定できますが、**補足給付上限額は月額4,800円**ですので、ご注意ください。

【簡易フロー図】



便宜的に、以下の①～③のいずれかを用い、1食あたりの副食費を求める。

- ① 園における1食当たり給食費 × 給食費に占める副食費相当額の平均的な割合 ※注1
- ② 園における1食当たり食材料費相当額 × 食材料費に占める副食費の割合 ※注2
- ③ **240円**（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価）

※上限額÷20で求めているため、上限額が変わると③の額も変わります。

注1) 現在のところ横浜市としての平均的な割合を、お示しできる調査結果等はありません。

注2) 「保育所等の運営実態に関する調査」を参考にすると、割合は87%となります。

（裏面に続く）

1、補足給付の対象についての想定事例

	事例	補足給付対象か？	備考
例 1	① 外部搬入の弁当を、園が保護者に提供 ② 保護者による弁当を持参し、食べている。	① 外部搬入の弁当を園が保護者に提供：○ ② 保護者による弁当を持参：×	
例 2	週1日、給食を実施している	○	給食の回数に関係なく、全員喫食できる体制であれば、補足給付対象
例 3	① 牛乳給食を全員に提供している ② 希望があった児童に、外部搬入の弁当を提供している。	① 牛乳給食を全員に提供：○ ② 希望があった児童に外部搬入の弁当を提供：○	希望すれば全員に弁当を提供できる体制が整っている場合のみ、補足給付の対象
例 4	園が事業者と契約し、外部搬入の弁当を園が提供している。料金は、保護者が直接事業者を支払っている。	○	
例 5	保護者が直接事業者と契約し、給食が実施されており、給食費は保護者が事業者を支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外
例 6	原則、保護者のお弁当としているが、保護者がどうしても弁当を用意できない場合に、園が契約した事業者から外部搬入の弁当等を提供している。	×	「希望者全員に弁当を提供できる体制」が整っていない限り、対象外
例 7	園委託で保護者会が事業者と契約し、給食を実施している。給食費は保護者が、保護者会を通して支払っている。	×	園と事業者との契約ではないため、対象外

2、手続きに関するQ&A

1	現在は給食を実施していないが、今後給食を開始する場合、どうしたらよいか	給食を開始する、やめる等、食事提供状況に変更がある場合は、保育・教育給付課の私学助成幼稚園補足給付事業担当までご連絡ください。
2	世帯状況または課税状況などに変更があったときに変更申請が必要とのことだが、具体的にどのような場合か。	主な場合は次のとおりです。 ① 世帯構成に変更があった場合（離婚、結婚等） ② 市民税（住民税）の申告や修正があった場合 ③ きょうだい児が幼稚園・認定こども園・認可保育所以外の施設・事業を利用する、または利用をやめる場合